

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
9月22日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五條第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第八條第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 四
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しなればならない区域の指定 (環境政策課) ..... 六
- 漁業災害補償法第八條第二項の規定による同意 (農林水産政策課) ..... 六
- 土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) ..... 七
- 保安林予定森林 (山口市) (森林整備課) ..... 七
- 岩国都市計画道路の変更 (都市計画課) ..... 七
- 公告  
山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等 (障害者支援課) ..... 七
- 土地改良区の役員の届出 (農村整備課) ..... 八
- 令和五年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催 (畜産振興課) ..... 九
- 防府都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 九
- 人委規則  
地域手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 一〇
- 選管告示  
政治団体の名称等 ..... 一〇
- 政治団体の異動事項 ..... 一〇
- 解散等に係る政治団体の名称等 ..... 一一
- 資金管理団体の名称等 ..... 一一
- 公安委公告  
契約の締結 ..... 一一

### 山口県告示第二百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第五條第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年九月二十二日から同年十月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目八番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所 (光エリア)

所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法				
	能 (t/m)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用 時間	季節的変 動の概要
六一二	四一、七〇〇	令和五、一 一、一	令和八、一五 五、一	令和八、三〇 九、三〇	連 続	二四時間	変動なし

備考 「六一二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する焼入れ施設をいう。

種類	項目		汚水等の汚染状態の値	
	処理前	処理後	最大	通常
粗沈殿池	七・七	〃	五・六 八・六	一五 一九・七
			二〇・八	一三・三
			四〇	〃
			〇・五	〃
			二・四	〃
			四・八	〃
			〇・三	〃
			〇・六	〃
			四、九三三	〃
			九、八六四	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
〃	〃	一四、八七三 ( $m^3/日$ )	〃	〃	〃	〃			
〃	〃	二四、二六二 ( $m^3/日$ )	〃	〃	〃	〃			
オイルセパレーター・中和施設	鉄筋コンクリート製	三三、〇四四 ( $m^3/日$ )	浮上・中和	〃	〃	〃			
共同処理施設	コンクリート製	九〇、〇〇〇 ( $m^3/日$ )	凝集沈殿	〃	〃	〃			
〃	〃	七、〇〇〇 ( $m^3/日$ )	沈殿	〃	〃	〃			
傾斜板沈殿槽	鋼板製	五、七六〇 ( $m^3/日$ )	凝集沈殿	〃	〃	〃			
粗沈殿池	コンクリート製	六・九 ( $m^3/分$ )	沈殿	連続	二四時間	変動なし	令和五、一一、一	令和八、五、一五	令和八、九、三〇

(既設)

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水等の汚染状態の値	
	最大	通常
六二二	七・七	八・六
	五・六	一五
	一九・七	二〇・八
	四〇	二・四
	四・八	〇・三
	〇・六	〇・六
	四、五〇一	九、四三三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 5 排水口	No. 4 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	
					通常	最大
七・六	七・五	〃	〃	七・四	水素イオン濃度 (水素指数)	〃
九〃五	八・五〃五	〃	九〃五	八・五〃五	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃
一一・六	一一	〃	一四・五	七	浮遊物質 (mg/l)	〃
一四・九	一六	〃	〃	二〇	鉍油類 (mg/l)	〃
一四	一六・九	〃	二二・五	一〇・六	窒素 (mg/l)	〃
三六	〃	〃	四〇	三〇	リン (mg/l)	〃
四・四	三・八	〃	〃	四・五	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	〃
五	二五	〃	六〇	二〇	通常	〃
二〇	六〇	〃	一〇二	六〇	最大	〃
〇・三	〃	〃	〇・四	〇・三	通常	〃
〇・六	〇・七	〃	〇・八	八	最大	〃
六、五七八	一八、三八八	二六、三〇四	九、九九五	一〇、一一二	通常	〃
九、八九三	二七、三〇九	二〇、五九九	一一、六二五	一四、六二一	最大	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

〃		〃		オイルセパレーター・中和施設		共同処理施設		〃		傾斜板沈殿槽	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
〃	〃	〃	七・四	〃	〃	七・五	八・九	〃	七・七	七・五	〃
〃	〃	〃	九〃五	〃	八・五〃五	八・五〃五	六・九〃五	〃	八・六〃六	六・五〃五	八・六〃六
〃	〃	〃	一四・五	〃	一一	八	一七・二	〃	一五	一二・二	〃
〃	〃	〃	二〇	〃	一六	一〇	二二・七	〃	一九・七	一六・六	〃
〃	〃	〃	二二・五	〃	一六・九	一六	九五・四	一二	二〇・八	一六	二〇
〃	〃	〃	〃	〃	四〇	三九	二二・九	三九	四〇	三九	〃
〃	〃	〃	四・五	〃	〃	三・八	二二・九	〃	〇・五	三・八	〃
〃	〃	〃	六〇	〃	二五	二・五	三	〃	二・四	二・五	三
〃	〃	〃	一〇二	〃	六〇	五	六	〃	四・八	五	六
〃	〃	〃	〃	〃	〇・四	〇・三	〇・五	〃	〃	〇・三	〇・四
〃	〃	〃	〇・八	〃	〇・七	〇・六	一	〃	〃	〇・六	〇・八
〃	九、九九五	〃	一六、三〇四	〃	一八、三八八	六四、五六九	六四、六一一	〃	二、七一一	〃	四、六七一
〃	一一、八一四	〃	一九、二七六	〃	二六、五一七	七八、三二九	七八、三七一	〃	六、七七六	〃	六、五五八

山口県告示第二百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年九月二十二日から同年十月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社  
住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所（光エリア）  
所在地 光市大字島田三三四番地
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、圧延施設、焼入れ施設及び湿式集じん施設、同表第六十三の三号の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表

No.10 排水口	No. 9 排水口	No. 8 排水口	No. 7 排水口
六・二	八	〃	八・二
八・五	五・五	〃	八・五
二	一〇	〃	二
五	二〇	〃	三
一	四〇	〃	四
五	四〇	〃	九
〇・五	五	〃	検出せず
三	五	〃	二
〃	一〇	〃	四
〇・二	一	〃	〇・二
〇・四	二	〃	〇・四
二二〇	一	一七六、八八〇	一七五、二〇〇
二二〇	四三〇、〇〇〇	一七八、五六〇	一七五、二〇〇

のとおり変更を生ずる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口		排水口		項目
		変更後	変更前	変更後	変更前	
〃	〃	〃	〃	〃	七・四	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	八・五	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	九・五	〃	七	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	一四・五	〃	二〇	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	一〇・六	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	二二・五	〃	三〇	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	四〇	〃	四・五	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	二〇	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	六〇	〃	六〇	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	一〇一	〃	〇・三	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・三	排水水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〇・八	〃	八	排水水の汚染状態の値
一六、七五〇	一六、三〇四	一〇、二六九	九、九九五	〃	一〇、一一二	排水水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
二一、四九一	二〇、五九九	一三、一七二	一二、六二五	〃	一四、六二二	排水水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )

〃		オイルセパレーター・中和施設		種		
処理後		処理前		項目		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
〃	〃	〃	〃	〃	七・四	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	九・五	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	一四・五	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	二〇	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	二二・五	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	四〇	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	四・五	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	六〇	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	一〇一	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	〇・四	汚水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	〇・八	汚水の汚染状態の値
一〇、二六九	九、九九五	一〇、二六九	九、九九五	一六、七五〇	一六、三〇四	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
一一、三八一	一一、八一四	一一、三六一	一一、八一四	一九、二七六	二〇、一六九	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )

No.10 排水口	No. 9 排水口		No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口		
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
〃	六・二	〃	八	〃	〃	〃	八・二	〃	七・六	〃	七・五
〃	八・五	五・五	〃	九	〃	〃	八・五	〃	九	〃	八・五
〃	二	〃	〃	一〇	〃	〃	二	〃	一一・六	〃	一一
〃	五	〃	〃	二〇	〃	〃	三	〃	一四・九	〃	一六
〃	一	〃	〃	四〇	〃	〃	四	〃	一四	〃	一六・九
〃	五	〃	〃	四〇	〃	〃	九	〃	三六	〃	〃
〃	〇・五	〃	〃	五	〃	〃	検出せず	〃	四・四	〃	三・八
〃	三	〃	〃	五	〃	〃	二	〃	五	〃	二五
〃	〃	〃	〃	一〇	〃	〃	四	〃	二〇	〃	六〇
〃	〇・二	〃	〃	一	〃	〃	〇・二	〃	〇・三	〃	〃
〃	〇・四	〃	〃	二	〃	〃	〇・四	〃	〇・六	〃	〇・七
〃	一二二〇	〃	〃	一	〃	一七六、八八〇	〃	〃	六、五七八	〃	一八、三八八
〃	一二二〇	〃	〃	四三〇、〇〇〇	〃	一七八、五六〇	〃	〃	九、八九三	〃	二七、三〇九

**山口県告示第二百六十三号**

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域  
周南市開成町四五五五の四〇の一部、四五五五の四四の一部、四五五五の四五の一部及び四五五五の四八の一部並びに同市臨海町六の一部
- 二 特定有害物質の種類  
クロロエチレン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレ

**山口県告示第二百六十四号**

ン、一・二―ジクロロエチレン、一・三―ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第八十条第五項において準用する法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第八十条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
浜崎区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称 認可年月日  
下関市菊川町土地改良区 令和五、九、一一

山口県告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所  
山口市徳地伊賀地字榎ノ木一〇七五九、字滝ヶ迫一〇七七二の一、一〇七七五、一〇七七七から一〇七七九まで、一〇七八一、一〇七八二の二、一〇七八二の三、一〇七八二の五、一〇七八三、一〇七八四、一〇七八六、一一一四七
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画道路三・四・七岩国停車場装束線
- 二 変更の内容  
位置、区域及び構造の変更



(一七三) 山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

身体障害者社会参加支援施設条例（昭和四十八年山口県条例第七号。以下「条例」という。）第十条第二項の規定により、山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容



- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第七条の規定により、山口県身体障害者福祉センターの利用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 指定しようとする期間  
令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項  
公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。  
(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。  
1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。  
2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。  
3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。  
(二) 主たる事務所を県内に有していること。  
(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。  
(四) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。  
(五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。  
(六) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。  
(七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと

- がないこと。
- (八) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。
- 四 募集要項の配布  
(一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部障害者支援課
- (二) 期間  
令和五年九月二十二日から同年十月二十三日までの間
- 五 応募の方法及び期間  
(一) 方法  
公募に係る応募をしようとするものは、山口県身体障害者福祉センター規則（平成三十年山口県規則第六十八号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県健康福祉部障害者支援課に提出しなければならない。  
(二) 期間  
令和五年九月二十二日から同年十月二十三日までの間
- 六 その他  
(一) 公募に係る説明会を令和五年十月四日（水曜日）午前十時から山口市八幡馬場三番地の一 山口県身体障害者福祉センター研修室において行う。  
(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。  
(三) 詳細については、山口県健康福祉部障害者支援課（電話〇八三一九三三二七六五）に問い合わせること。
- (一七四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。  
令和五年九月二十二日  
山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 就任した役員



土地改良区の名称 理事の別氏名 住所  
 下関市菊川町土地改良 監事 倉田 敏栄 下関市菊川町大字吉賀二〇八三

(一七五) 令和五年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、令和五年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農林業担い手支援部

美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

令和五年十一月六日(月曜日)から同年十二月六日(水曜日)まで

四 受講者の定員

十五人

五 講習に係る家畜の種類

牛

六 講習科目

実習	学科		区分
	一般科目	専門科目	
家畜の飼養管理 家畜の審査 畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	畜産概論	生殖器官解剖 繁殖生理	科 目
	家畜の栄養	工授精用精液の保存	
家畜の審査 畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	家畜の飼養管理	精子生理	科 目
	家畜の育種	種付けの理論	
家畜の飼養管理 家畜の審査 畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	家畜の育種	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	科 目
	関係法規	繁殖生理	
家畜の飼養管理 家畜の審査 畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	家畜の育種	種付けの理論	科 目
	関係法規	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	
家畜の飼養管理 家畜の審査 畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	家畜の育種	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	科 目
	関係法規	繁殖生理	
家畜の飼養管理 家畜の審査 畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	家畜の育種	種付けの理論	科 目
	関係法規	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	

七 受講申込書の提出期限

令和五年十月二十日(金曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万八千四百二十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三三三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

と。

と。

と。

(一七六) 防府都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・三・三 一の樹四の樹線

二 都市計画を変更する土地の区域

防府市大字浜方

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和五年九月二十二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・十三牟礼中関線

- 二 都市計画を変更する土地の区域  
防府市大字田島
- 三 変更の内容  
区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
令和五年九月二十二日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木建設部都市計画課



地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十二日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第二十号**

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中	つくば市 豊田市 大阪市	二級地
-----	--------------------	-----

を

つくば市	二級地
豊田市	二級地
大阪市	二級地
さいたま市	三級地

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



**山口県選挙管理委員会告示第一百号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第二項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出（年月日）
秘理士による岸のぶちよ後援会	柳井 卓正	別府 有里	岩国市今津町2丁目/4番/5号		令和5、8、24
南野よし子後援会	南野 佳子	藤田 秀人	長門市仙崎/855の3		” ” 16

**山口県選挙管理委員会告示第一百二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備出（年月日）
			新	旧	
自由民主党小野田支部	江本 郁夫	代表者	江本 郁夫	早川 幹夫	令和5、7、29
自由民主党山陽支部	中村 博行	〃	中村 博行	新藤 精二	” ” 23
自由民主党美祿支部	森中 克彦	会計責任者	秋山 哲朗	織田 浩久	” ” 25
自由民主党山口県参議院選挙区第一支部	江島 潔	事務所	山口市小郡下郷29/2の3	山口市小郡御幸町7の3/1	” 8、1

自由民主党山口県衆議院比 例区第一支部	吉田 真次	名 称	自由民主党山口県衆議院比 例区第一支部	6、16
自由民主党山口県農業団体 支部	平岡 武	代 表 者	自由民主党山口県第四選 挙区支部	29
山口県商工政治連盟	藤村 利夫	事 務 所	山口市米ノ 丁8番32号	1
山口県農協農政推進連盟	平岡 武	代 表 者	山口市小郡光 が丘1/1の2	29
山田としお山口県後援会	平岡 武	代 表 者	金子 光夫	29

山口県選挙管理委員会告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出  
があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日
明日の美称と山口県を 創る会	柴崎修一郎	森中香代子	美称市大嶽町北分604の2	令和5、3/
片山げんじ後援会	福田 瑞穂	片山 伸子	岩国市美川町南桑2400	令和4、1/
税理士による岸信夫後 援会	北村 和幸	柳井 卓正	今津町2丁目4番15号	令和5、8、24

山口県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出  
があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体 の届出をした 者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	備 指 年 月 日
南野 佳子	長門市市長	名 称 南野よし子後援 会	主たる事務所の所在地 長門市仙崎/855番地3
		代 表 者 の 氏 名	南野 佳子
			令和5、8、16



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年九月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
初動捜査支援システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和五年七月二十七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社J ECC 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 落札金額  
八千七百八十七万二千四百円
- 七 入札公告日  
令和五年六月十六日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
借入れ

令和五年九月二十二日発行

(三) 落札方式  
最低価格

発行人

山口県知事